

瀬戸市訓令第9号

本 庁
公 所

瀬戸市文書取扱規程（平成13年瀬戸市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(行政課長の職務) 第4条 <u>総務部</u> 行政課長（以下「行政課長」という。）は、文書事務の処理状況を管理し、文書事務が的確に処理されるよう指導及び改善に努めなければならない。 (総合行政ネットワーク文書の送信) 第28条の2 <省略> 2 電子署名を行おうとする者（以下「電子署名行使者」という。）は、総合行政ネットワーク文書に係る原議を <u>企画部</u> 情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）に提出し、情報政策課長の承認を受けなければならない。 3及び4 <省略>	(行政課長の職務) 第4条 <u>行政管理部</u> 行政課長（以下「行政課長」という。）は、文書事務の処理状況を管理し、文書事務が的確に処理されるよう指導及び改善に努めなければならない。 (総合行政ネットワーク文書の送信) 第28条の2 <省略> 2 電子署名を行おうとする者（以下「電子署名行使者」という。）は、総合行政ネットワーク文書に係る原議を <u>経営戦略部</u> 情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）に提出し、情報政策課長の承認を受けなければならない。 3及び4 <省略>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。